

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す

○児童生徒の自殺対策に資する教育の実施

- 学校において、体験活動、地域の高齢者等との世代間交流及び心理・福祉の専門家や自殺対策に資する取組を行う関係団体との連携などを通じた児童生徒が命の大切さ・尊さを実感できる教育や、**SOSの出し方に関する定期的な教育**を含めた社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育を更に推進するとともに、自尊感情や自己有用感が得られ、児童生徒の生きることの促進要因を増やすことを通じて自殺対策に資する教育の実施に向けた環境づくりを進める。
- 児童生徒の自殺は、**長期休業明け前後に多い傾向**があることから、長期休業前から長期休業期間中、長期休業明けの時期にかけて、**児童生徒向けの自殺予防の取組に関する周知徹底の強化**を実施したり、GIGAスクール構想で配布されているPCやタブレット端末の活用等による**自殺リスクの把握やプッシュ型の支援情報の発信**を推進したりするなど、小学校、中学校、高等学校等における早期発見・見守り等の取組を推進する。

4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る

○教職員に対する普及啓発等

- 児童生徒と日々接している学級担任、養護教諭等の教職員や、学生相談に関わる大学等の教職員に対し、SOSの出し方を教えるだけでなく、子どもがSOSを出しやすい環境を整えることの重要性を伝え、また、大人が子どものSOSを察知し、それをどのように受け止めて適切な支援につなげるかなどについて普及啓発を実施するため、研修に資する教材の作成・配布などにより取組の支援を行う。遺児等に対するケアも含め**教育相談を担当する教職員の資質向上のための研修等を実施**する。また、自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、教職員の理解を促進する。

5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

○学校における心の健康づくり推進体制の整備

- 保健室やカウンセリングルーム等をより開かれた場として、**養護教諭等の行う健康相談を推進するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置及び常勤化に向けた取組を進めるなど学校における相談体制の充実を図る**。また、相談の際にプライバシーが守られる環境を整備するとともに、これらの教職員の資質向上のための研修を行う。さらに、大学等においては、学生の心の問題・成長支援に関する課題やニーズへの理解を深め、心の悩みを抱える学生等を必要な支援につなぐための教職員向けの取組の推進を図る。

自殺総合対策大綱(令和4年10月14日閣議決定)抜粋

11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

○いじめを苦しめた子どもの自殺の予防

- いじめ防止対策推進法、「いじめの防止等に関する基本的な方針」(平成25年10月11日文科科学大臣決定)等に定める取組を推進するとともに、いじめは決して許されないことであり、「どの子どもにも、どの学校でも起こり得る」ものであることを周知徹底し、全ての教育関係者がいじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応すること、またその際、いじめの問題を隠さず、学校・教育委員会と家庭・地域が連携して対処していくべきことを指導する。
- 子どもがいつでも不安や悩みを打ち明けられるような24時間の全国統一ダイヤル(24時間子供SOSダイヤル)によるいじめなどの問題に関する電話相談体制について地方公共団体を支援するとともに、学校、地域、家庭が連携して、いじめを早期に発見し、適切に対応できる地域ぐるみの体制整備を促進する。また、地方公共団体による取組を支援する等、子どもに対するSNSを活用した相談体制の実現を図る。

○学生・生徒等への支援の充実

- 児童生徒の精神不調等の早期発見や、児童生徒の自殺の実態解明について、ITツールの活用を通じた取組を検討する。
- 自殺リスクが高い子どもがいる場合、迅速かつ適切に対応できるよう、学校、教育委員会、地方公共団体の自殺対策担当者、児童相談所、福祉施設、医療機関、警察等の関係機関及び地域の支援者等が連携して子どもの自殺対策にあたる仕組みの支援を行うとともに、自殺リスクが高い子どもへの緊急対応について教職員等が専門家や関係機関へ迅速な相談を行えるような体制を構築する。
- 不登校の子どもへの支援について、学校内外における居場所の確保を含めた早期からの支援につながる効果的な取組等を、民間団体を含めた関係機関等と連携しながら推進するとともに、学校内外における相談体制の充実を図る。

○子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備

- 令和5年4月1日に設立が予定されているこども家庭庁と連携し、喫緊の課題として子ども・若者の自殺対策を更に強化するため、子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備を検討する。